

## 船橋防災連絡会 8月定例会議事録

- ・日時 2021年8月28日(土) 15:00~17:15
- ・場所 船橋市中央公民館 第5集会室
- ・出席者(9名) 青柳、宇積、小林、塩ノ谷、高橋、坪木、伴登、廣田 山本 (50音順) (記録:伴登)

### 1. 討議事項

#### 1) 湊 中学校搬送訓練・起震車体験

9月15日(水)に搬送訓練と起震車体験を予定していましたが、コロナ蔓延のため、1ヶ月程延期となりました。実施予定は現在のところ未定です。(9月30日(月)AMに学校担当者に確認)

#### 2) 災害対策基本法改定(5月20日付で施行)に伴う諸課題について

##### ① 避難指示一本化等(第60条)

本来避難すべき避難勧告での避難率は26%と低いこと等から、従来の避難勧告段階でも「必要と認める」居住者等に対して立退きを指示することができる。と改定し、「避難指示」に一本化しました。

##### ② 個別避難計画の作成(第49条の14~17の追加改定)

避難行動要支援者名簿の作成については法第49条の10,11,12,13で既定されているが、今回は第49条の14~17が追加され、個別避難計画の作成、利用・提供及び配慮点等について規定し、「取組指針」を改定した。名簿の作成はH25以降になされ、現作成率99%と普及が進んでいるが、個別避難計画の作成が完了している市町村は約10%で、一部完了市町村は57%という状態です。第49条の14では「個別避難計画」を作成するよう努めなければならない。」と規定し、いわゆる『努力義務化』していますが、高齢者が多くなる一方での、災害の激甚化を踏まえた個別避難計画のあり方は重要課題の一つです。

##### ③ 特定災害対策本部等の設置および広域避難について

- (1) 緊急災害対策本部 根拠条文 第28条の2~6 本部長=内閣総理大臣
- (2) 非常災害 " " 第24条~28条 本部長=内閣総理大臣、
- (3) 特定災害 "(新設) " 第23条の3~7 本部長=防災担当大臣等

なお(1)は2011・3の東日本大震災を契機に設定されたものです。その人的被害(死者+行方不明者)は、(1)で数千名、(2)で数百名、(3)で数十名と言われていますが、いずれの場合も「災害が発生し、又は発生するおそれがある場合」に指定できるようになっており、「緊急」「非常」「特定」の3ついずれの場合も「広域避難」ができるようになりました。(市町村間等の事前協議が必要ですが。)

##### ④ 「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」の改定(内閣府)(H28・4作成、R3・5改定)

②で記載した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取扱指針」(R3・5改定)とともに、今後の要支援者対策は考えるべき重要課題だと思います。

### 3) クロスロードゲーム

実施を予定していたクロスロードゲームは、時間的都合により中止しました。  
今後考えるべきテーマに関連する設問もありますので、良く考えて頂きたいと思います。

### 4) その他

#### ① ふなばし市民活動フェアへの参加について

「船防」の活動に対する理解を深め、会員数を増やすためにも、「パネル展示」や「団体紹介動画公開」等を出展して、参加することとした。9、10月に「動画作成講座」が開催されるので、宇積事務局長が参加します。

#### ② 坪木(自連協副会長)氏からの報告

- ・望みどおり自連協の「防災」担当となり、市防災会議の役員になりました。
- ・今年の防災訓練は11月28日(日)の予定で、避難所運営委員会の設立等が考えられているようだが内容の詳細は未定です。
- ・懸案だった「船防」と危機管理課との話合いや「補助対象防災士合格者名簿」についても、一定の前進を期待したい。
- ・防災フェア(講演会)は来年1月30日(日)の予定だが、講師選定との関係で未定です。

- 8月30日～9月30日間の公民館集会室の使用が、(申込済も含めて)原則中止となりました。したがって、9月の定例会は中止しますので、ご理解の程お願いします。